

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 働き方改革関連法について

1. 概要

2018 年 6 月 29 日働き方改革関連法が参院本会議で可決されました。残業時間規制・不合理な待遇差の解消・高度プロフェッショナル制度の導入を三本柱として 2019 年 4 月 1 日から施行されます。

内 容	取扱い	※
労働時間に関する制度の見直し	- 時間外労働の上限を原則年 360 時間、月 45 時間（休日労働含む）、2～6 ヶ月の平均 80 時間（同）に設定（刑事罰あり） - 月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）に係る中小企業への猶予措置の廃止 - 事業主は、10 日以上有給休暇が付与される労働者に対し、内 5 日につき毎年時季を指定して付与することが義務化	大：'19 年 4 月 中小：'20 年 4 月 中小：'23 年 4 月 全：'19 年 4 月
高度プロフェッショナル制度の創設	一定年収（最低限 1,000 万円以上）で専門知識を有する労働者は、年間 104 日の休日取得の履行等・本人の同意等を要件として労働時間・休日・深夜割増賃金の規定対象外（刑事罰あり）	全：'19 年 4 月
勤務時間インターバル制度の普及促進等	事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息時間を確保することを促進（努力義務規定）	全：'19 年 4 月
産業医・産業保健機能の強化	事業者から、従業員の健康管理に必要な情報を産業医に提供することを義務化	全：'19 年 4 月
不合理な待遇差の解消	正社員と非正規労働者間の待遇等は均等・均一化することを義務化	大：'20 年 4 月 中小：'21 年 4 月

※ 大企業は中小企業以外の企業、中小企業は次のとおりです。

業 種	資本金の額又は出資の総額	又は	常時使用する労働者の数
小 売 業	5,000 万円以下		50 人以下
サ ー ビ ス 業			100 人以下
卸 売 業	1 億円以下		300 人以下
その他の事業	3 億円以下		

2. 長時間労働の上限制度の導入について

残業規制は原則として年 360 時間、1 カ月では休日出勤も含めて 45 時間の上限が設定されます。月 45 時間を超える残業時間は年に 6 カ月、平均 80 時間を限度とされました。従来は事実上青天井だった残業時間に、1947 年の労基法制定以来初めて上限を定めたことが大きな特徴といえます。従って、来年 4 月以降は、残業が月 45 時間を超えて良いのは年 6 回までとなります。

3. 高度プロフェッショナル制度の創設について

高度プロフェッショナル制度対象者については、健康確保措置として、年間 104 日の休日確保措置の義務化に加え、①インターバル措置、②1 カ月又は 3 カ月の在社時間等の上限措置、③2 週間連続の休日確保措置、④臨時の健康診断のいずれかの措置の実施が義務化されます。

お見逃しなく！

中小企業の長時間労働削減の取り組みの後押しとして、厚生労働省の「時間外労働等改善助成金」制度があり、その中で「時間外労働上限設定コース」の拡充が予定されています。